平成２４年（フ）第３１０号
群馬県富岡市宇田264番地５
債務者　木村　哲也
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７１号
千葉県銚子市春日町1076番地の２　県営住宅４―506号
債務者　須之内淑恵
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４２８号
高知市新屋敷２丁目26番３号　２Ｆ
債務者　矢野　謙二
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３５８号
横浜市鶴見区下末吉４丁目31番15号
債務者　福田　吉孝
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７９号
神奈川県藤沢市藤沢1098番地　松井アパート
債務者　清水　奈美（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２６号
横浜市中区寿町４丁目14番地１　市営寿町住宅701号室
債務者　伊藤　敏幸
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２１号
東京都調布市小島町３丁目34番地12エスカリエ103
債務者　藤田　尚義
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７０号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目29番６号メゾンフローラ101
債務者　三浦　亜好
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７３号
東京都町田市小山田桜台２丁目４番地15―205
債務者　田中　暁子
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２９３号
東京都三鷹市下連雀６丁目８番50―401号
債務者　古澤　道義
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２９４号
東京都三鷹市下連雀６丁目８番50―401号
債務者　古澤　敏子
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７０３号
栃木県宇都宮市東塙田２丁目５番２号　福富マンション203
債務者　佐々木　隆
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７０５号
栃木県宇都宮市今泉町175番地　ＭＡＣ宇都宮コート201号
債務者　大場　志郎
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１１号
栃木県宇都宮市今宮１丁目10番３号、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1477番地65
債務者　宇賀神明弘
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１２号
栃木県河内郡上三川町大字多功1901番地６
債務者　荻原　通夫
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１５号
栃木県宇都宮市駒生町1249番地１　Ｂステージ Ａ棟203号、前住所栃木県宇都宮市桜３丁目２番41号　サンクレイドル宇都宮桜ウインフォート204
債務者　藤澤　学哉
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係